

定期巡回・随時対応サービス東部

運 営 規 程

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第1条（事業の目的）

姫路医療生活協同組合が運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、法令遵守と質の向上を目指し、福祉の増進を図る事を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所が実施する事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 6 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、介護・医療連携推進会議に報告した上で公表しとする。また、第三者評価を受けて、それらの結果を公表し、常にサービスの質の向上を図る。
- 7 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を行う。（詳細は、第12条に規程）

第3条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

従業者の職種	員数	職務の内容
管理者	1名	当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う 従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行う
オペレーター	提供時間を通じて1以上確保するために必要な数以上	利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応する 利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言を行う
計画作成責任者	1名以上	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成および交付 サービス提供の日時等の決定 サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	サービス提供に必要な数	居宅サービス計画及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な巡回
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	提供時間を通じてサービスを提供に当たる訪問介護員などが1名以上確保されるために必要な数以上	オペレーターからの要請を受けて利用者宅を訪問

第4条（営業日及び営業時間）

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(土日祝日及び12/30～1/3を除く)
- 2 営業時間 平日（月～金）午前9時から午後5時までとする。
※サービス提供は24時間・365日提供する

第5条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの内容について
定期巡回・随時対応型訪問介護計画に基づく定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うとともに、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指す。

2 利用料その他の費用の額について

- 1) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、定期巡回随時対応型訪問介護看護が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の額とする。
- 2) 通常の事業実施地域外でサービスの提供を行った場合、実費相当料金の支払いを受けるものとする。※別に定める料金表の通り
- 3) 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとする。
- 4) 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費とする。
- 5) 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6) 定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又は、その家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び、金額に関し、事前に説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 7) 法定代理受領サービスに該当しない定期巡回随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

3 個別サービス計画の提出に関する事項について

居宅サービス計画を作成している、指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

第6条 通常の実施地域

別所・御国野・花田・谷外・谷内・四郷・糸引・妻鹿・白浜・八木・的形・大塩小学校区とする。その他地域は要相談とする。

第7条 個人情報保護

- 1 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報保護の業務を負う。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を保護させるため、従業者でなくなった後においても、これらの個人情報を保護すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておくものとする。

第8条 記録の整備に関する事項

事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、提供に関する

記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

第 9 条 緊急時における対応方法

- 1 サービス提供中に、利用者の病状に急変及び事故等、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族様・主治医 及び介護支援専門員等へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者の病状に急変及び事故等の時、主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、協力医療機関への連絡を行う等、あらかじめ確認させていただいている緊急時の対応方法に沿い適切な処置を講じるものとする。

第 10 条 非常災害業務継続計画の策定と推進

非常災害業務継続計画の策定を行い委員会を組織し、発生時において利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるために、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的実施し、いざ非常災害発生時に行動できる運営を行う。

第 11 条 感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画の策定と推進

感染症の予防及びまん延防止のための対策（衛生管理等も含む）及び感染症業務継続計画を策定し、委員会を組織し、法定回数委員会を開催する。委員会にて感染症を未然に防止することや、感染症が発生した場合拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築し、従業者に当該計画を周知し必要な研修及び訓練を定期的実施する。

第 12 条 虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等防止・身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 1 回/6 ヶ月、法人で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等の活用も行う）を開催→各事業体で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討→各事業所で高齢者虐待防止・身体的拘束適正化検討委員会で周知・検討し、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 高齢者虐待防止及び身体的拘束適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対し、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための研修を法定数実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

- 2 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者・家族に説明し同意をもらう。定期的にモニタリングを実施し、身体的拘束等の必要性について検討を行い、適正な運営を図る。
- 4 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は介護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを姫路市等に通報するものとする。

第13条 その他の重要事項

- 1 苦情に対する措置の概要
利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、迅速に対応する。
苦情の内容等を記録し、事業所にて共有し再発防止に努める。
- 2 この規程に定めるその他の運営に関する重要事項については、本事業所の管理者からの報告に基づき、姫路医療生活協同組合が決定する。
- 3 介護・医療連携推進会議について
 - 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするため、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
 - 2) 介護・医療連携推進会議の開催は、年2回としとする。
 - 3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、市職員、連携する指定訪問看護事業所の職員、有識者等としとする。介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 4 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者について
当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととする。この規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとする。
 - ① 利用者に対するアセスメント
 - ② 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - ③ 医療・介護連携推進会議への参加
 - ④ その他必要な指導及び助言
- 5 鍵の取り扱いについて

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管する。

附 則 この運営規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行しとする。

平成 29 年 4 月 1 日改訂 平成 30 年 4 月 1 日改訂 令和 2 年 7 月 1 日改訂

令和 3 年 11 月 1 日改訂 令和 6 年 4 月 1 日改訂 令和 6 年 7 月 1 日改訂

令和 6 年 1 1 月 1 日改訂 令和 7 年 5 月 1 日改訂 令和 7 年 7 月 1 日改訂